

Lesson 2

税務

・第8回・

出題・解説

八木会計事務所
税理士

八木正宣

株式譲渡益課税に関する次の記述の中から、間違っているものを一つ選んでください。

① 株式譲渡益課税は、必ず源泉分離課税となる

② 特定口座を利用した場合、証券会社等が株式譲渡所得の計算を代行してくれる

③ 証券会社等を通じて株式譲渡を行った場合、平成20年末まで税率が軽減されている

株式の譲渡益についでは、他の所得と分けたて税金を計算し、確定申告により納税する「申告分離課税制度」が適用されます。

株式譲渡所得は譲渡価額から必要経費（取得費+委託手数料等）を差し引いて求められ、その譲渡所得に対して20%（所得税率15%、住民税率5%）の税金が課せられます。ただし、証券会社等を通じて株式等の譲渡を行った場合の税率は、平成20年末まで軽減され、10%（所得税率7%、住民税率3%）となっています。

また、株式譲渡益課税について説明するうえで欠かせないのが特定口座制度です。この制度は、平

解説

成15年に投資家の事務負担を軽減するために導入されたものです。

通常は、投資家が銘柄ごとに取得日、取得費用、譲渡価格などを

- 株式譲渡益課税に関する次の記述の中から、間違っているものを一つ選んでください。
- ① 株式譲渡益課税は、必ず源泉分離課税となる
- ② 特定口座を利用した場合、証券会社等が株式譲渡所得の計算を代行してくれる
- ③ 証券会社等を通じて株式譲渡を行った場合、平成20年末まで税率が軽減されている

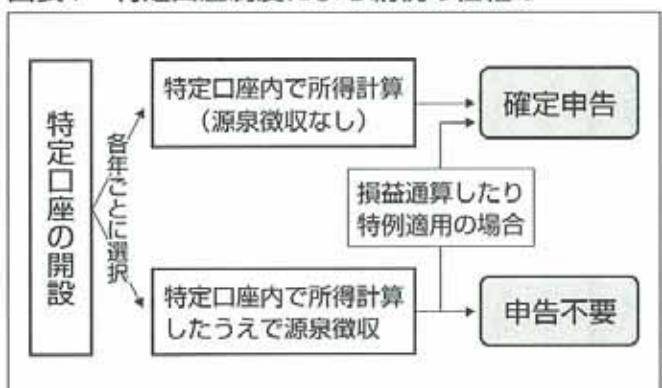
第1問

株式譲渡益課税に関する次の記述の中から、間違っているものを一つ選んでください。

特定口座制度には源泉徴収の有無により、2種類の口座があります。特定口座内で株式譲渡益から源泉徴収することを選択した場合は、証券会社等が投資家に代わって源泉徴収した所得税を納付するので、確定申告は不要です。

ただし、他の特定口座の譲渡損益と通算する場合や、後述する上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の特例の適用を受ける場合には、確定申告が必要となります。

図表1 特定口座制度による納税の仕組み



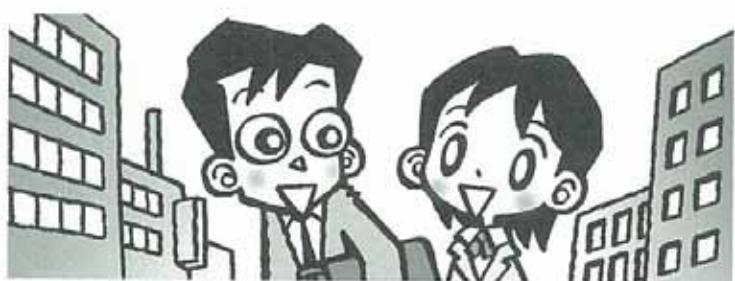
特定口座制度には源泉徴収の有りませんが、特定口座を利用するとの計算を証券会社等が代行してくれます。

● 源泉徴収の有無を選択

一方、源泉徴収なしの特定口座を利用した場合は、当然に確定申告を行つて譲渡所得税を納付しなければなりませんが、証券会社等から送られる特定口座年間取引報告書により、簡単に申告書を作成することができます。

以上から、正解は①です。

ステップアップ／法務・税務・財務



株式等の譲渡益への税金

解説

上場株式等に係る譲

渡損失の繰越控除は、

平成15年1月以降に証券会社等を通じて上場株式等を売却したことにより生じた損失の金額のうち、その年に控除しきれない金額について、翌年以後3年間にわたり、確定申告により株式等に係る譲渡所得等の金額から繰越控除できるという特例です。

例えば、平成19年度に上場株式の譲渡損失が200万円計上された場合、翌年以降の譲渡益から、200万円を限度に控除することができます。控除しきれなかった譲渡損失は、損失発生年度から3年間を限度としてさらに翌年に繰り越されます（図表2）。

第2問

上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の特例に関する次の記述の中から、正しいものを1つ選んでください。

- ①確定申告しなくても自動的にこの特例は適用される
- ②特例の適用を受けるためには、株式の売買がなくても、毎年連続して確定申告しなければならない
- ③特例が適用されると、損失発生年度の翌年から5年間、損失を繰り越すことができる

図表2 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の例

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
譲渡損失 ▲200 万円	譲渡益 60万円 翌年度へ 繰越	譲渡益 100万円 繰越控除 60万円適用 翌年度へ 繰越	譲渡益 80万円 繰越控除40万円適用 翌年度へ 繰越